

## 第9期第2回福岡県個人情報保護審議会

日 時 平成20年8月11日（月）16：00～17：30

場 所 県庁10階北棟特9会議室

次 第

- 1 教員免許管理システムによる教員免許管理情報の提供について  
(諮問・答申)
- 2 個人情報保護条例の運用状況について（報告）
- 3 その他

### [配付資料]

○福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による  
個人情報の提供について（諮問）・・・1～7ページ

○福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による

個人情報の提供について（答申案）・・・8ページ

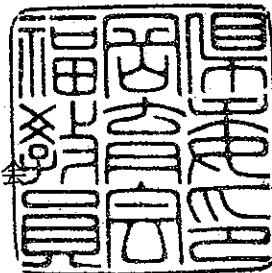
○平成19年度福岡県個人情報保護条例の運用状況・・・1～7ページ

○福岡県公報（平成20年7月14日第2848号）・・・別添

20教教第1357号  
平成20年8月6日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県教育委員会



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による  
個人情報の提供について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第51条第2項第1号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求める。

記

1 事務の名称

全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務

2 事務の目的

平成21年4月1日から改正教育職員免許法が施行され、教員免許更新制（以下「更新制」という。）が導入される。

更新制導入後は、教育職員免許状（以下「免許状」という。）の有効期限が10年となり、10年ごとの更新講習の受講及び更新手続が義務づけられる。更新手続が行われない場合、当該免許状は失効する。（教育職員免許法 第9条）

この制度改正に伴い、新たに更新に係る諸手続が発生するが、この諸手続は免許管理者（現職教員等の場合は勤務地の都道府県教育委員会、この者以外は住所地の都道府県教育委員会）で行うこととなる。（教育職員免許法 第9条の2）

更新に必要な情報は免許状を授与した教育委員会しか持っていないため、この更新の諸手続を行う免許管理者に対し、本県教育委員会が授与した免許状の原簿情報のうち更新に必要な情報について、全国の免許状が参照できる全国共通のシステム（全国免許管理システム）を通して、全国の各都道府県教育委員会に提供することで、免許更新に係る照会事務の効率化を図り、もって行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政を実現することを目的とする。

3 諒問内容

教員免許更新制の導入に伴い、全国の各都道府県教育委員会で自都道府県教育委員会が発行した免許状以外の免許状の更新に係る諸手続を可能とするため、福岡県で授与された免許状の情報のうち必要な情報を全国免許管理システムに登録し、全国各都道府県教育委員会に提供することとしたい。

4 識別される個人の類型

教育職員免許法に基づき免許状の授与を受けた者

5 提供する個人情報の種類

(1)	氏名（かな、漢字）	(7)	免許状の種類
(2)	生年月日	(8)	教科又は領域
(3)	本籍地（都道府県名）、 国籍（外国人のみ）	(9)	免許状授与根拠規定
(4)	授与権者名（福岡県教育委員会）	(10)	免許状失効の情報
(5)	授与年月日	(11)	免許状の有効期限
(6)	免許状番号		

※ 他都道府県教育委員会が参照できる情報は、諸手続を行う上で必要な最小限の情報に限られている

6 提供の相手方

全国の都道府県教育委員会

資料

全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務

1 教員免許更新制について

その時々で教員としての必要な資質能力が保持されるよう定期的に最新の知識技能を習得することを目的とし、平成21年4月1日より改正教育職員免許法が施行され、教員免許更新制（以下「更新制」という）が導入される。これにより、教育職員免許状（以下「免許状」という。）は10年ごとに更新が必要となり、大学等で30時間の更新講習を受講し、有効期限までに更新手続を行わないと免許状は失効し、当該免許状保持者は教員としての身分を失う。

2 教員免許更新制導入に伴う諸手続について

については更新講習修了確認手続）、免許状の有効期間の延長手続、更新講習免除手続などが新たに発生する。

これらの諸手続は申請者が免許管理者（現職教員等の場合は勤務地の都道府県教育委員会、この者以外は住所地の都道府県教育委員会）に申請することにより行われることから（教育職員免許法 第9条の2）、免許管理者は自都道府県教育委員会で授与された免許状のみならず、他等道府県教育委員会で授与された免許状の情報が必要となる。

これを可能とするため、全国免許管理システムが導入されるとともに、全国の都道府

### 3 全国教員免許管理システム

教員免許管理システム運営管理協議会（全国の都道府県教育委員会及び文部科学省により構成）により、平成20年度全国免許管理システムが開発され、平成21年度より稼動する。このシステムを全国の都道府県教育委員会が導入することにより、各都道府県教育委員会がネットワークでつながり、全国の免許状の情報が一元的に管理される。

（資料2参照）

### 4 オンライン結合により提供する個人情報

(1)	氏名（かな、漢字）	(7)	免許状の種類
(2)	生年月日	(8)	教科又は領域
(3)	本籍地（都道府県名）、 国籍（外国人のみ）	(9)	免許状授与根拠規定
(4)	授与権者名（福岡県教育委員会）	(10)	免許状失効の情報
(5)	授与年月日	(11)	免許状の有効期限
(6)	免許状番号		

※ 他都道府県教育委員会が参照できる情報は、諸手続を行う上で必要な最小限の情報に限られている

### 5 全国免許管理システムのセキュリティについて

全国免許管理システムのネットワークは、LGWAN経由（地方自治体のみが接続できる閉じたネットワーク）で全国の都道府県とつながり、システムの入り口にはファイアーウォールを設置し、不正アクセス等の防止対策を講じるとともに、利用者の制限、利用者のログの管理、パスワードの設定などのセキュリティ対策がとられている。

さらに、システムのサーバーはIDC（インターネットデータセンター）に設置、静脈認証による入室管理が行われるとともに、監視カメラによる監視が行われるなど、物理的対策にも万全な対策がとられている。（資料3参照）

### 6 必要性について

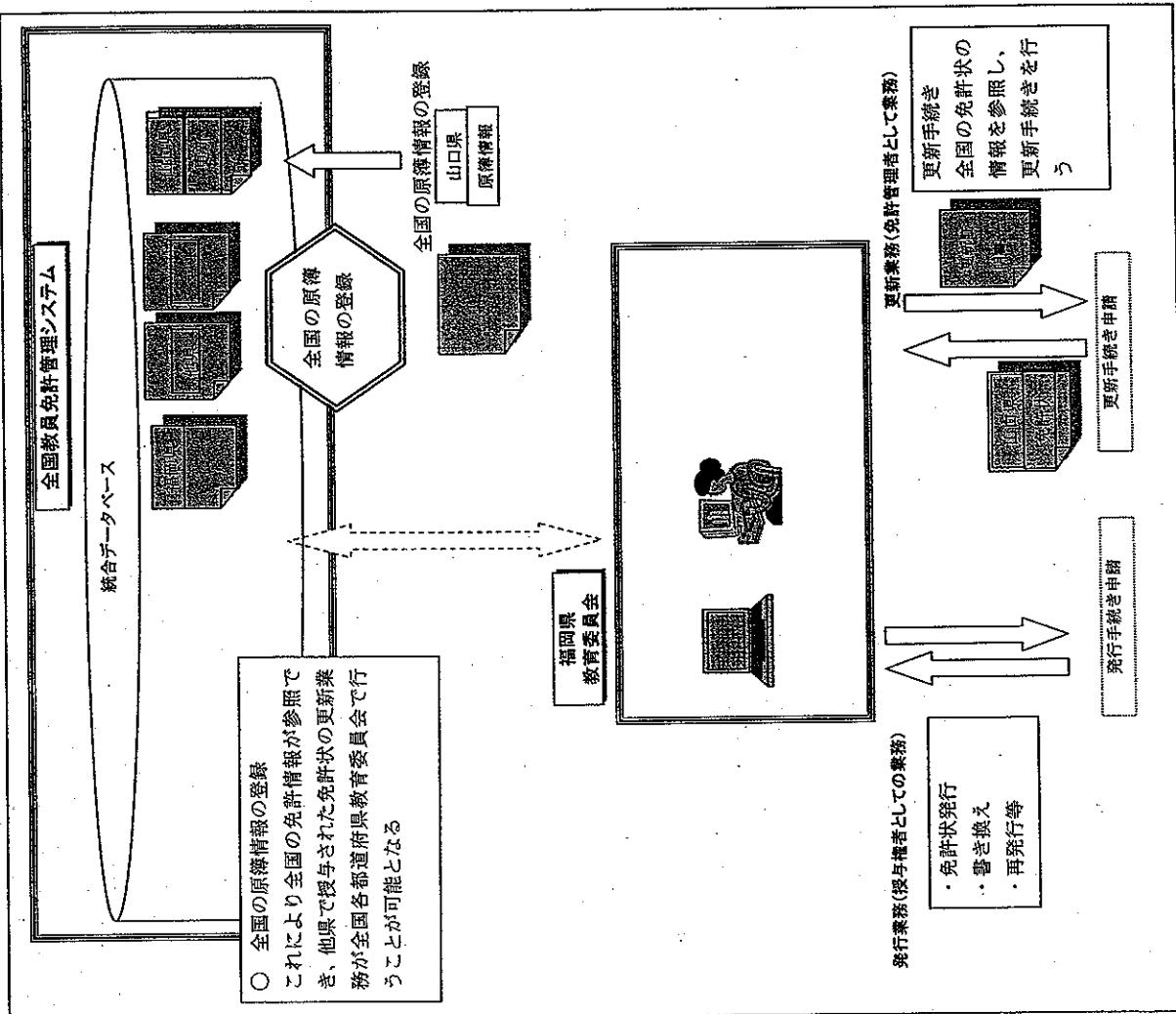
全国免許管理システムに情報を登録し、提供することで、例えば、山口県で免許状が授与された者が福岡県の教員として勤務している場合、福岡県教育委員会で更新手続を即座に行うことが可能となるなど、全国の都道府県で更新事務が効率的に行えることとなる。

当該免許状情報の登録及び提供事務は、免許管理者における事務処理の効率化を図り、もって、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政を実現する点から、公益上の必要性があると考える。

### 7 他都道府県の状況

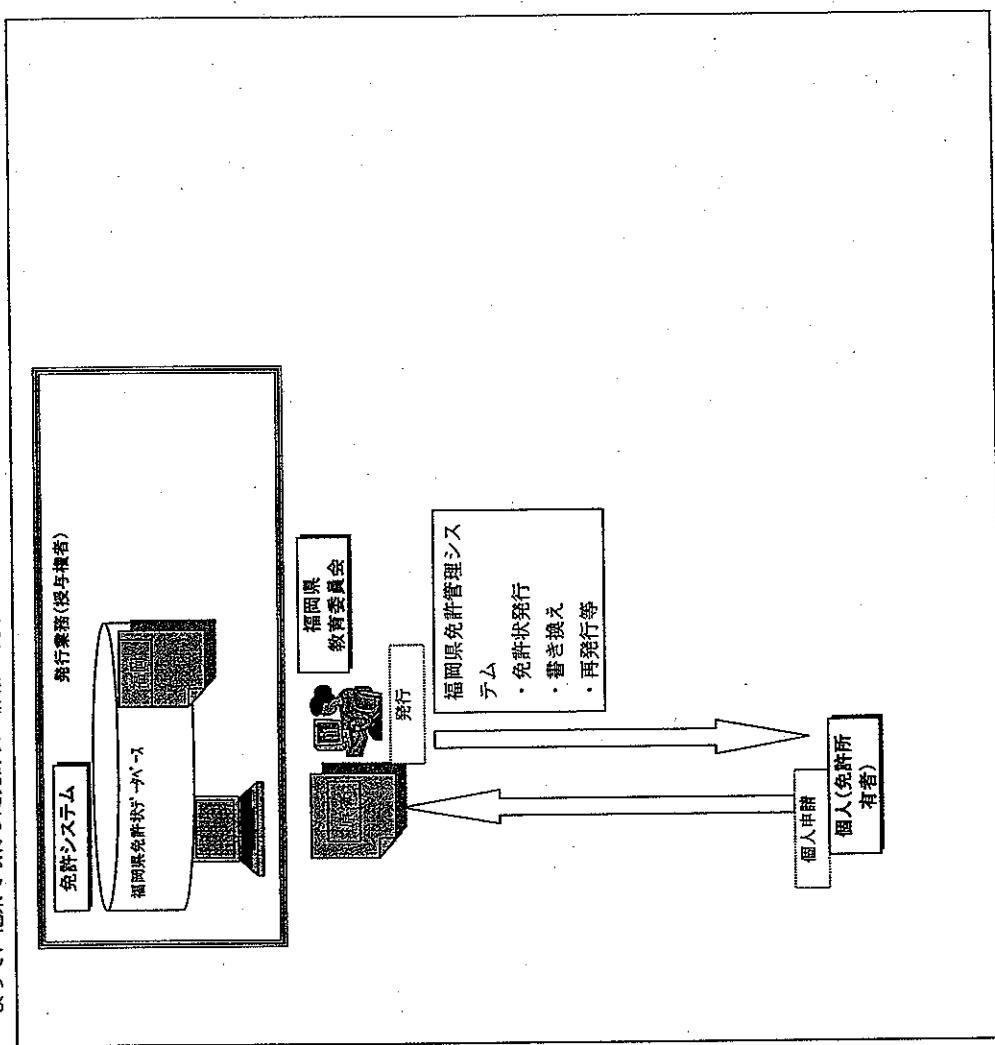
平成21年4月より更新制が導入されることから、今年度中に全国の都道府県が本県と同様に全国免許管理システムに教員免許の情報を登録する予定である。

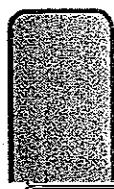
**教員免許更新制導入**  
免許更新の手続きにおいて更新対象者が他県で取得した免許状をもつていている場合、他県で授与された免許状更新も免許管理者（福岡県教育委員会）で行うため、免許管理者は自県のみならず、更新証明書を発行する。免許管理者は全国の原簿情報を参照し、更新証明書を発行する。



### 現行システムの概要

現行のシステムは当該県で授与した免許状のデータのみを取り扱う。よって、他県で取得した免許状のデータの取り扱い。





(力経費16億円)

職員課題

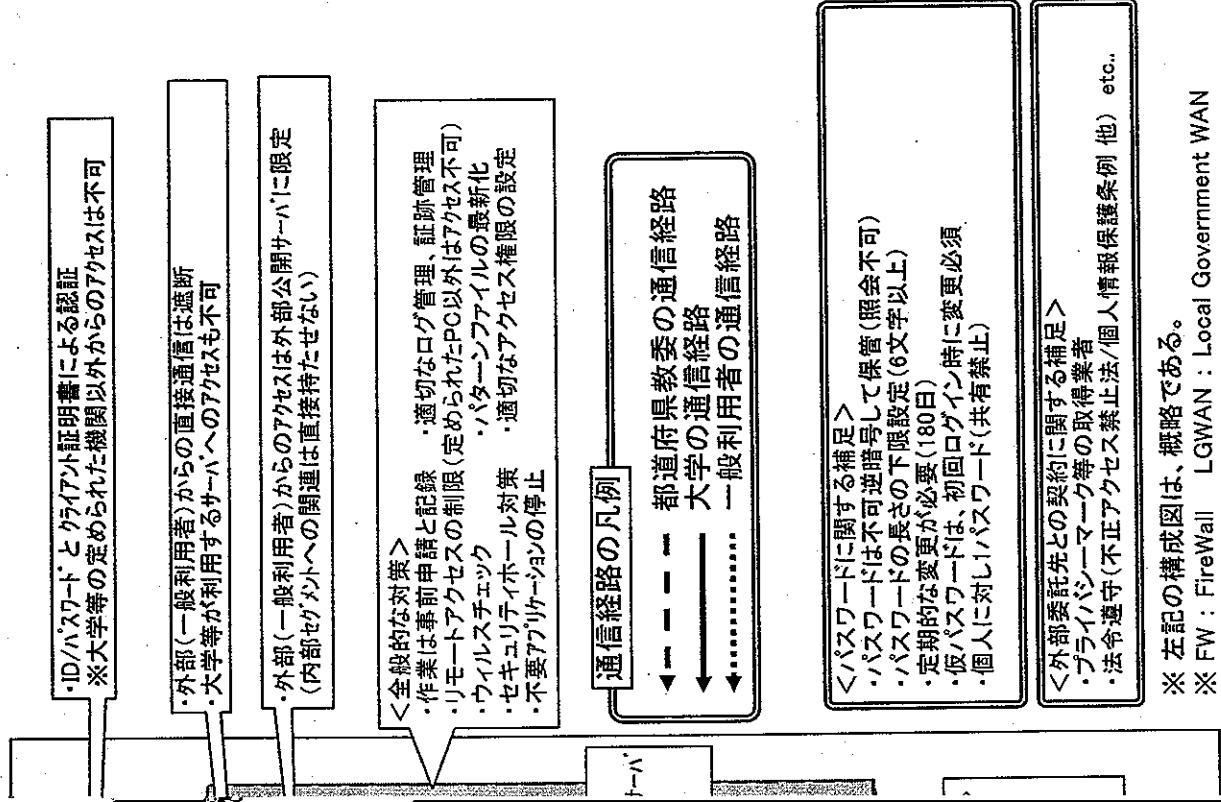
の免許を報する  
教員実施補助  
の原入全額補

果効成

全一報を紙  
情報現実を  
見模し理を

情報を簡素  
事簡便を  
新の現  
度を

未開示の  
請可能  
者を有する  
申請書類



(案)

20個保審第 号  
平成20年月 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 岡本博志福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による  
個人情報の提供について（答申）

平成20年 月 日 20教教第 号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第6条第3号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

## 記

事務の名称	全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務
所管課名	教育庁 教職員課
事務の目的	教育職員免許法による教員免許更新手続に必要な情報を、全国免許管理システムを通して全国の都道府県教育委員会に提供することで、情報照会事務の効率化を図り、もって、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政を実現する。
識別される個人の類型	教育職員免許法に基づき免許状の授与を受けた者
提供する個人情報の種類	(1) 氏名（かな、漢字） (2) 生年月日 (3) 本籍地（都道府県名）、国籍（外国人のみ） (4) 授与権者名（福岡県教育委員会） (5) 授与年月日 (6) 免許状番号 (7) 免許状の種類 (8) 教科又は領域 (9) 免許状授与根拠規定 (10) 免許状失効の情報 (11) 免許状の有効期限
提供の相手方	全国の都道府県教育委員会
個人情報の取扱い	条例の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、全国免許管理システムに登録し提供するものとする。 (1) 全国免許管理システムを利用した個人情報の提供が、事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2) 全国免許管理システムを利用した個人情報の提供について、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政の実現ができるなど、公益上の必要性が認められること。 (3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。 (4) 全国免許管理システムへの個人情報の提供について、免許状情報を登録することのできる職員が限定されること。 (5) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (6) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。